週休２日制工事ガイドライン

2024 年 10 月改定版

ひと・まち・くらしをネットワーク
首都高速道路株式会社

目　次

第１編　総則
１．目的及び適用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

２．週休２日制工事選定フロー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第２編　週休２日制工事
３．用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

４．発注方式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

５．対象工事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

６．補正方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

７．現場閉所の確認方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

第３編　週休２日交替制工事
８．用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

９．発注方式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

１０．対象工事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

１１．補正方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

１２．休日率の確認方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

第４編　共通事項
１３．工事成績評定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

１４．契約後に週休２日制工事から週休２日交替制工事への変更又は週休２日交替制工事から週休２日制工事への変更をする場合の取り扱い（土木工事）・・・・・・・・・・・・　13

１５．その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

巻末資料
週休２日制工事選定フロー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
対象期間について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
様式１（現場（現場休息）閉所報告書）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
様式２（休日取得報告書）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

第１編　総則

１．目的及び適用

本ガイドラインは、首都高速道路株式会社が発注する工事における週休２日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。本ガイドラインは 2024 年 11 月 1 日以降に契約手続きを開始する工事より適用する。なお、単価契約工事は本ガイドライン適用の対象外とする。

２．週休２日制工事選定フロー

首都高速道路株式会社が発注する工事についての週休２日制工事の選定ルールについてフローにより示す。（巻末資料 P14 参照）

第２編　週休２日制工事

３．用語の定義

（１）週休２日

① 月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

＜発注者があらかじめ対象外としている内容の例＞

災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示

（３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（４）現場休息

建築工事（建物電気設備工事、建物機械設備工事及び昇降機設備工事を含む。以下、「建築工事（営繕工事）」という。）における分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

（５）４週８休以上

月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、積雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。

４．発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

ただし、建築工事（営繕工事）において一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

なお、月単位の週休２日とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わらず、通期の週休２日（発注者指定方式）が前提となる。

（１）発注者指定方式
　発注者が、月単位の週休２日に取組むことを指定する方式（通期の週休２日は必須）
（２）受注者希望方式
　受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休２日に取組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休２日は必須）

５．対象工事

週休２日制工事を適用する工事は、以下に該当するものを対象とし、災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示による工事を除く、原則すべての工事を対象とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難であり対象外となる土木工事については、第３編　週休２日交替制工事に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

（１）主たる工種が高速道路上規制または街路規制が不要で現場閉所（現場休息）が可能な工事
（２）工期末の制約が緩やかで現場閉所（現場休息）が可能な工事
（３）建築工事（建物電気設備工事、建物機械設備工事及び昇降機設備工事を含む。以下、「建築工事（営繕工事）」という。）、電気通信設備工事及び機械設備工事

５－１　発注者指定方式

発注者指定方式は、週休２日制工事の対象工事の全てに適用する。ただし、以下に該当する工事は、受注者希望方式とすることができる。その場合、発注担当課は（２）に該当する場合を除き、契約手続き前に技術企画課と協議するものとする。

（１）現場条件等から発注者指定方式にできない場合
（２）建築工事（営繕工事）、電気通信設備工事及び機械設備工事で現場閉所が困難な工事

５－２　受注者希望方式

受注者希望方式は、発注者指定方式を除く全ての工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は、週休２日制工事の対象外とすることができる。その場合、発注担当課は契約手続き前に技術企画課と協議するものとする。

（１）現場施工が１週間未満の工事
（２）災害復旧工事のうち緊急性が高いもの
（３）その他 週休２日を導入できない工事

６．補正方法等

６－１　発注者指定方式

入札公告もしくは参加表明書及び技術資料収集に係る掲示、及び特記仕様書（以下、「入札公告等」という。）において月単位の週休２日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所（現場休息）の状況を確認後、月単位の４週８休に満たないものは、通期の週休２日の補正係数に変更するものとし、通期の４週８休に満たないものについては、通期の週休２日の補正係数を除した変更を行うものとする。

６－２　受注者希望方式

入札公告等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休２日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所（現場休息）の状況を確認後、月単位の４週８休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休２日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休２日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休２日の補正係数に変更するものとし、通期の４週８休に満たないものについては、通期の週休２日の補正係数を除した変更を行うものとする。

月単位の週休２日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休２日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休２日の補正係数への変更を行うものとする。

【土木工事、電気通信設備工事、機械設備工事の場合】
電気通信設備工事及び機械設備工事は土木構造物に付帯する工事に適用する。

経費	現場の閉所状況	月単位の４週８休以上	通期の４週８休以上
	現場閉所率	対象期間内のすべての月毎において 28.5%（8 日/28 日）以上	対象期間内において 28.5%（8 日/28 日）以上
労務費		1.04	1.02
機械経費(賃料)		1.02	1.02
共通仮設費率		1.03	1.02
現場管理費率		1.05	1.03

※市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上にあたっては、表C-１に示す補正係数を乗じるものとする。

土木工事標準単価を活用した週休２日の取得に要する費用の計上にあたっては、表C-２に示す補正係数を乗じるものとする。

表Ｃ－１　市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

単価名称	規格名称	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

表Ｃ－２　土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

【建築工事(営繕工事)の場合】
建築工事の他、建物電気設備工事、建物機械設備工事及び昇降機設備工事も以下を適用する。

経費	現場の閉所状況	月単位の４週８休以上	通期の４週８休以上
	現場閉所率	対象期間内のすべての月毎において 28.5%（8 日/28 日）以上	対象期間内において 28.5%（8 日/28 日）以上
労務費		1.04	1.02

※市場単価は、当初の基準補正単価の補正率に代えて、以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

なお、以下の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれていることに留意する。

【新営の市場単価等の場合】
基準単価 × 新営補正率 ＝ 新営の基準補正単価
【改修の市場単価等の場合】
基準単価 × 改修補正率 ＝ 改修の基準補正単価

表Ａ－２建築工事の補正率

工　種	摘　要※	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(ｼｰﾘﾝｸﾞ)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ｶﾞﾗｽ)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(ｼｰﾘﾝｸﾞ)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ﾋﾞﾆﾙ系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ﾋﾞﾆﾙ系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表Ｅ－２電気設備工事の補正率

工　種	摘　要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ﾎﾞｯｸｽ	1.03	1.21	1.01	1.19
	ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ﾎﾞｯｸｽ及び位置ﾎﾞｯｸｽ用ﾎﾞﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ	1.03	1.20	1.01	1.18
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	1.02	1.15	1.01	1.13
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ｹｰﾌﾟﾙﾗｯｸ用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ｹｰﾌﾞﾙ	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表Ｍ－２機械設備工事の補正率

工　種	摘　要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ﾀﾞｸﾄ、排煙ﾀﾞｸﾄ及び低圧ﾁｬﾝﾊﾞｰ類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ﾎﾞｯｸｽ、制気口、ﾀﾞﾝﾊﾟｰ等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

７．現場閉所の確認方法

① 工事着手前

・ 監督職員は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「現場閉所（現場休息）報告書（当初予定）」を受注者より受領し、月単位の週休２日又は通期の週休２日が確保されていることを確認する。

・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

・建築工事（営繕工事）における分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「現場閉所（現場休息）報告書（当初予定）」等を作成し、監督職員に提出する。

② 工事着手後

・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）報告書（変更）」を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

・ 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「工事週報・立会検査願」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

・ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「現場閉所（現場休息）報告書（実施）」を記載し、監督職員に提出する。

・現場閉所（現場休息）の状況の確認は月１回程度を目安とし、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

③ その他留意事項

・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、現場閉所（現場休息）の状況を確認した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所（現場休息）の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

第３編　週休２日交替制工事

８．用語の定義

（１）週休２日交替制

① 月単位の週休２日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月で４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

② 通期の週休２日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

（２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間は含まない。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が１週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

＜発注者があらかじめ対象外としている内容の例＞

災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示

※年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間については、対象期間内に現場に従事した技術者

及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

（３）４週８休以上

月単位の４週８休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（８日/28　日）以上の水準に達する状態をいう。

通期の４週８休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（８日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

９．発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

（１）発注者指定方式

発注者が、月単位の週休２日交替制に取組むことを指定する方式（通期の週休２日交替制は必須）

（２）受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休２日交替制に取組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休２日交替制は必須）

１０．対象工事

週休２日交替制工事を適用する工事は、週休２日制工事（第２編参照）の対象外となる土木工事を対象とする。ただし、災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示による工事を除く。

１０－１　発注者指定方式

発注者指定方式は、週休２日交替制工事の対象工事の全てに適用する。ただし、以下に該当する工事は、受注者希望方式とすることができる。その場合、発注担当課は契約手続き前に技術企画課と協議するものとする。

（１）現場条件等から発注者指定方式にできない場合

１０－２　受注者希望方式

受注者希望方式は、発注者指定方式を除く全ての工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は、週休２日交替制工事の対象外とすることができる。その場合、発注担当課は契約手続き前に技術企画課と協議するものとする。

（１）現場施工が１週間未満の工事

（２）災害復旧工事のうち緊急性が高いもの

（３）その他 週休２日を導入できない工事

１１．補正方法等

１１－１　発注者指定方式

入札公告等において月単位の週休２日交替制に取り組む旨を明記するとともに、月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、休日率の状況を確認後、月単位の４週８休に満たないものは通期の週休２日交替制の補正係数に変更するものとし、通期の４週８休に満たないものについては、通期の週休２日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

１１－２　受注者希望方式

入札公告等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休２日交替制の取組について協議することを明記するとともに、月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、休日率の状況を確認後、月単位の４週８休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休２日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休２日交替制の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休２日交替制の補正係数に変更するものとし、通期の４週８休に満たないものについては、通期の週休２日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

月単位の週休２日交替制の取組の協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休２日交

替制の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休２日交替制の補正係数への変更を行うものとする。

【土木工事の場合】

経費	現場の休日取得状況	月単位の４週８休以上	通期の４週８休以上
	休日率	対象期間内のすべての月毎において 28.5%（8 日/28 日）以上	対象期間内において 28.5%（8 日/28 日）以上
労務費		1.04	1.02
現場管理費率		1.03	1.01

※市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上にあたっては、表Ｃ－１に示す補正係数を乗じるものとする。

土木工事標準単価を活用した週休２日の取得に要する費用の計上にあたっては、表Ｃ－２に示す補正係数を乗じるものとする。

１２．休日率の確認方法

① 工事着手前

・ 監督職員は、当該現場に従事する技術者等各個人の「休日取得予定日」を記載した「休日取得報告書（当初予定）」を受注者より受領し、月単位の週休２日又は通期の週休２日が確保されていることを確認する。

・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

② 工事着手後

・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「休日取得報告書（変更）」を受注者より受領し、当該現場に従事する技術者等各個人の休日取得の状況を確認する。

・ 受注者は、監督職員による当該現場に従事する技術者等各個人の休日取得状況の確認のため「休日取得報告書（実施）」を記載し、監督職員に提出する。

・休日取得状況の確認は月１回程度を目安とし、週休２日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

③ その他留意事項

・ 当該現場に従事する技術者等各個人の休日取得状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

・ 監督職員は、一つの工事現場において、後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、休日取得状況の確認をした際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が休日取得の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

第４編　共通事項

１３．工事成績評定

（１）発注者指定方式および受注者希望方式ともに、月単位の週休２日相当の現場閉所または休日率の確保を行ったと認められた場合は、適切に評価する。

（２）発注者指定方式では、提出された工程表が月単位の週休２日又は通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休２日又は通期の週休２日（ともに交替制含む）に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

（３）受注者希望方式では、提出された工程表が通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休２日（交替制含む）に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休２日に関する点数を減ずる措置は行わない。

１４．契約後に週休２日制工事から週休２日交替制工事への変更又は週休２日交替制工事から週休２日制工事への変更をする場合の取り扱い（土木工事）

週休２日制工事を適用し発注した工事のうち、契約後に発注者の都合による条件変更等により現場閉所が困難になる土木工事（例：関係機関からの指示等により高速道路上規制若しくは街路規制が必要になる場合、又は工期末の制約が発生する場合等）は、受注者と協議のうえ、第３編に示す週休２日交替制工事に変更できるものとする。この場合、変更した後の変更設計の補正方法及び休日率の確認は第３編を適用する。

また、週休２日交替制工事を適用し発注した工事のうち、契約後に受注者から現場閉所が可能であり週休２日制工事を適用したいとの協議があった土木工事は、第２編に示す週休２日制工事に変更できるものとする。この場合、変更した後の変更設計の補正方法及び現場閉所率の確認は第２編を適用する。

なお、上記の変更を適用する場合、下表の左欄に示す方式に応じて右欄に示す方式にのみしか変更することができない。

週休２日制工事を週休２日交替制工事に変更する場合

発注時の週休２日制の方式	変更が可能な週休２日交替制工事の方式
週休２日制工事（発注者指定方式）	週休２日交替制工事（発注者指定方式）
週休２日制工事（受注者希望方式）	週休２日交替制工事（受注者希望方式）

週休２日交替制工事を週休２日制工事に変更する場合

発注時の週休２日交替制工事の方式	変更が可能な週休２日制工事
週休２日交替制工事（発注者指定方式）	週休２日制工事（発注者指定方式）
週休２日交替制工事（受注者希望方式）	週休２日制工事（受注者希望方式）

１５．その他

（１）週休２日制工事又は週休２日交替制工事の対象となった受注者は、週休２日の適用如何及び実施如何に関わらず当社が実施するアンケートに回答しなければならない。調査の実施時期及び内容については別途指示するものとする。

また、週休２日制工事又は週休２日交替制工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休２日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、受注者希望方式で受注者が月単位の週休２日の取組を希望しない場合は、その理由を把握する。

（２）受注者は、工事現場において工事看板、仮囲い等に週休２日制工事又は週休２日交替制工事である旨を明示するものとする。

（３）受注者が週休２日（交替制を含む）に取り組む場合、月単位の週休２日又は通期の週休２日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所（現場休息）・休日取得が達成できるよう努めるものとする。

（４）週休２日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないよう、所管部署（技術企画課）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

週休２日制工事選定フロー

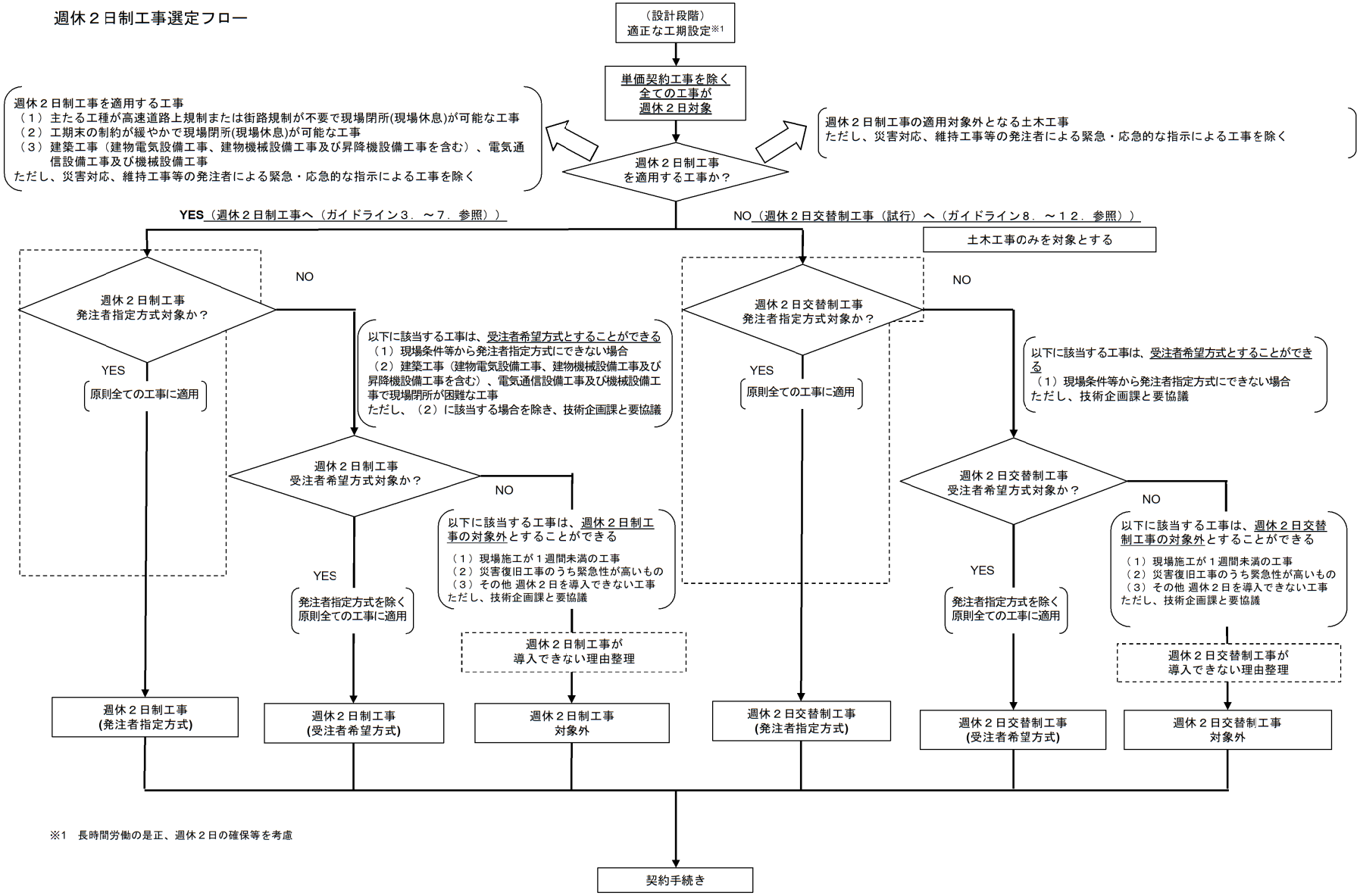

※1　長時間労働の是正、週休２日の確保等を考慮

対象期間について（ガイドライン3(2)例示）

週休２日制工事における対象期間について以下に例を示す。

A（工事着手日）：工期の始期日または
設計図書において規定する始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、
実施設計を含む工事における実施設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

B：実作業着手日

C：後片付け着手日

現場閉所率について

４週８休以上
28.50%

例１）週休２日制工事における対象期間とは、工事着手日から工事完了届日までの期間

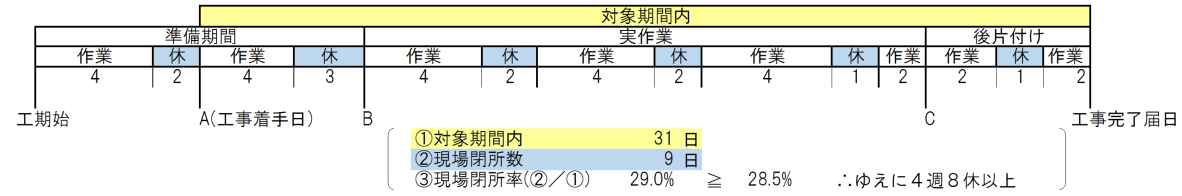

例２）年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間は含まない

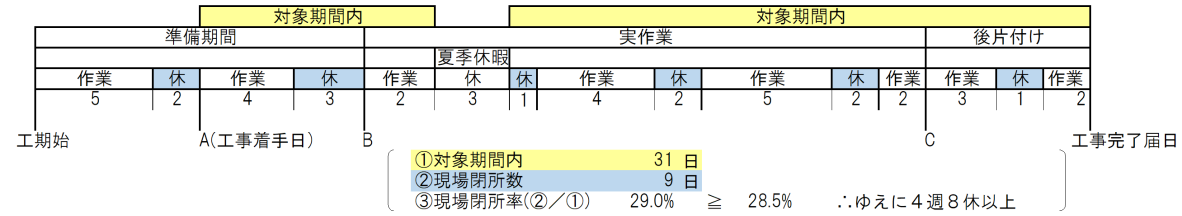

例３）工場製作のみを実施している期間は含まない

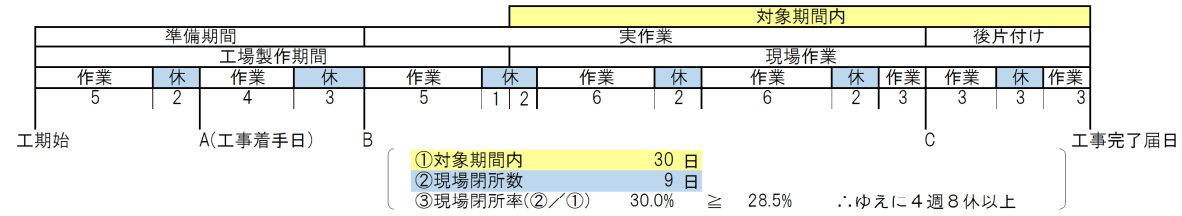

例４）工事全体を一時中止している期間は含まない

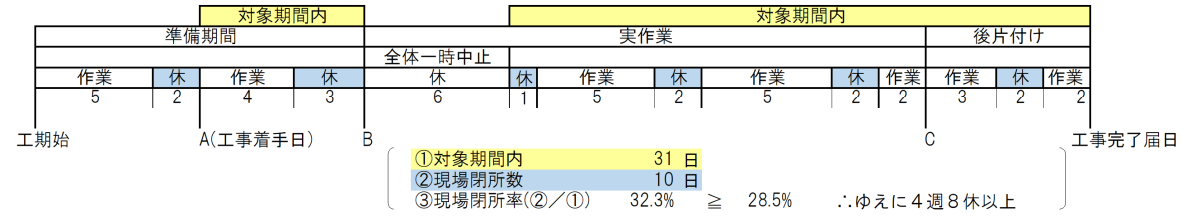

例５）工事一部を一時中止している期間は、対象期間内から除かない

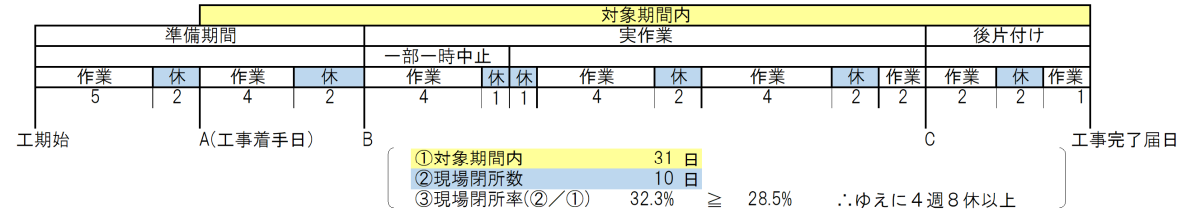

例６）降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める。

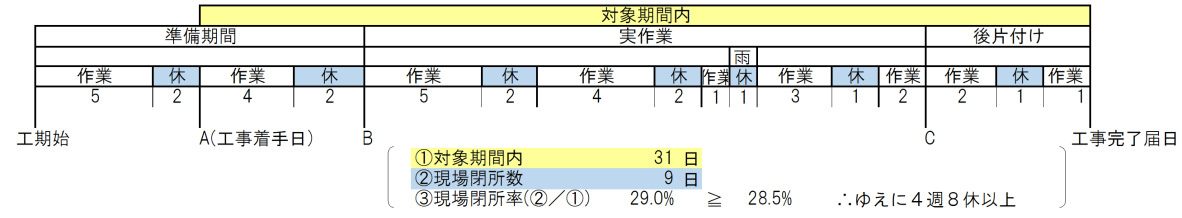

様式(2024)
2024年〇月〇日
＜提出日＞

現場閉所（現場休息）報告書（当初予定・変更・実施）

＜→不要文字は消す＞

工　事　名　：〇〇工事
工　　期　：2024年7月1日から9月30日まで
受　注　者　：〇〇
工事着手日　：2024年7月15日
工事完了届日：2024年9月30日

ガイドライン7に基づく

2024年7月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	③現場閉所（現場休息）率(②／①)
	対象期間種別															製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	対象期間日数 0
	作業・閉所種別																																現場閉所日数 0
2024年8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	③現場閉所（現場休息）率(②／①) 32.1%
	対象期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	夏	夏	夏	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	対象期間日数 28
	作業・閉所種別	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	休	休	休	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	現場閉所日数 9
2024年9月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		③現場閉所（現場休息）率(②／①) 30.0%
	対象期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		対象期間日数 30
	作業・閉所種別	休	作	作	作	作	作	休	休	作	天	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	休	休	作	天	作	作	作	作	休	作		現場閉所日数 9

【凡例】

【対象期間種別】
- 工　：工期内（対象期間）
- 製　：工場製作のみ期間
- 一　：一部一時中止
- 中　：全部中止期間
- 年　：年末年始休業期間
- 夏　：夏季休暇期間
- 他　：その他対象外期間

【作業・閉所種別】
- 作　：作業日
- 休　：現場閉所日（休日）
- 天　：天候等による予定外休工日

【現場閉所率】
４週８休以上：28.5%以上

合計
- ①対象期間内　58
- ②現場閉所数　18
- ③現場閉所（現場休息）率(②／①)　31.0%

∴ゆえに４週８休以上

様式(2024)
2024年〇月〇日
＜提出日＞

休日取得報告書（当初予定・変更・実施）

＜→不要文字は消す＞

工　事　名　：〇〇工事
工　　期　：2024年7月1日から9月30日まで
受　注　者　：〇〇
工事着手日　：2024年7月15日
工事完了届日：2024年9月30日

ガイドライン12に基づく

	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
2024年7月	対象期間種別															製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製
	A技術者																															
	B技術者																															
	C作業員（A社）																															
	D作業員（B社）																															

2024年7月				
対象期間日数	休日数	休日率	平均	
0	0			
0	0			
0	0			
0	0			

	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
2024年8月	対象期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	夏	夏	夏	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工
	A技術者	作	作	作	休	作	作	休	作	作	作	休	作	休	休	休	作	作	休	作	作	休	作	休	作	休	作	作	休	作	作	作
	B技術者	作	休	作	作	休	作	作	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	休	作	作	作	休	作	作	休	作	作	休	作	休
	D作業員（B社）	休	休	作	休	作	休	天	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	休	作	天	作	作
	E作業員（B社）	作	作	休	作	作	作	天	作	作	休	休	作	休	休	休	作	休	休	作	作	作	休	作	作	作	休	作	作	天	作	作

2024年8月				
対象期間日数	休日数	休日率	平均	
28	8	28.6%	29.5%	
28	8	28.6%		
28	8	28.6%		
28	9	32.1%		

	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
2021年10月	対象期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工
	A技術者	作	休	作	作	休	作	作	作	休	作	作	休	作	作	作	休	作	作	休	作	休	作	作	休	作	休	作	休	作	作
	B技術者	作	作	休	作	作	作	休	作	作	休	作	作	作	休	作	作	休	作	作	休	休	作	作	休	作	作	休	作	作	作
	D作業員（B社）	作	作	作	作	休	休	作	作	休	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	天	作	作	作	休	天	作	作	作	作
	E作業員（B社）	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	天	天	作	作	作	天	天	作	作	作	作
	F作業員（C社）	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	休	作	作

2021年10月			
対象期間日数	休日数	休日率	平均
30	9	30.0%	30.0%
30	9	30.0%	
30	9	30.0%	
30	9	30.0%	
30	9	30.0%	

【凡例】

【対象期間種別】
- 工　：工期内（対象期間）
- 製　：工場製作のみ期間
- 一　：一部一時中止
- 中　：全部中止期間
- 年　：年末年始休業期間
- 夏　：夏季休暇期間
- 他　：その他対象外期間

【作業・閉所種別】
- 作　：作業日
- 休　：休日
- 天　：天候等による予定外休工日

【休日取得率】
4週8休以上：28.5%以上

合計	
①のべ対象期間日数	262
②のべ休日取得数	78
③休日取得率(②／①)	29.8%

∴ゆえに4週8休以上